吉川中央総合病院

医療安全管理に関する取り組み事項

１．医療安全管理に関する基本的な考え方

医療安全管理体制の確立のために、病院職員全員が医療安全の必要性・重要性を認識し、安全な医療を遂行します。

医療安全管理の強化充実のために、継続的な事例分析を通じて医療安全管理マニュアルの見直しと改定を行います。

２．医療安全管理のための組織に関する事項

「医療安全管理委員会」は医療安全に関する事項を継続的に検討し、医療安全活動の中枢的な役割があります。

「医療安全管理室」及び「リスクマネジメント部会」を設置し、組織横断的な医療安全活動を行います。

３．医療安全管理のための職員研修に関する事項

医療安全管理マニュアルは、全職員がいつでも診療用電子カルテで閲覧・活用できる体制があります。

全職員を対象とした研修を行い、医療に関わる安全管理のための基本的な考え方および具体的方策について全職員へ周知し、意識向上を図ります。

４．医療安全のための報告に関する事項

院内で発生した事例を分析し、予防策および再発防止策を策定し医療の改善を図ります。

策定された対策の実施状況や効果などの情報を収集し、さらなる医療の改善に活用します。

５．医療事故発生時の対応に関する事項

望ましくない医療の問題が生じた場合には、病院内の総力を結集して救命と被害の拡大防止を最優先し、全力を尽くします。

病院内での対応が不可能な事例では、遅延なく他の医療機関へ応援を求めます。

６．患者さん相談窓口に関する事項

患者さん相談窓口を設け、患者・家族の医療に関する相談や苦情などに対応します。

ここで収集された医療安全に係る情報は、さらなる安全対策の向上に活用します。

７．医療安全管理指針の閲覧に関する事項

医療安全管理指針の内容は、病院ホームページに掲載し周知します。

患者さん及びご家族からの個別の照会については、医療安全管理室で対応します。

８．患者さん及びご家族の参加型の医療安全活動に関する事項

安全な医療提供のため、患者さん及びご家族にもご協力が不可欠です。

吉川中央総合病院では「誤認防止のための方策」、「転倒・転落防止のための方策」など

ポスター掲示やパンフレット、入院案内等に掲載してご理解とご協力をお願いしております。

令和７年８月１日更新

医療法人社団協友会

吉川中央総合病院　院長